

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年3月24日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、3月24日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

では、オオヤマさん、お願いします。

○記者 読売新聞のオオヤマです。よろしくお願いします。

今日の定例会で、東京電力の柏崎刈羽原発に対して、是正措置命令ということで、燃料の移動禁止、燃料の移動を禁止することを命じる方針で決まりましたけれども、改めてこの意図について。

これまでも、燃料の装填の手続を保留することも決めてはいますが、これは事実上の運転できなくなるという、そういう狙いがあるということではよろしいのでしょうか。

○更田委員長 狙いはそうではないですね。別にペナルティーとしてこの命令を出したとか、そういった狙いではなくて、飽くまでこれは核物質防護に係る是正措置命令なので、核物質防護の強度が低下しているおそれがあるんだったら、それを補いなさいなのですよ。

設備事案について言えば、もう復旧をしているし、ID不正利用についても、ある程度のところまで明らかになってはいるけれど、まだまだ今後、追加の検査にも入るし柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護が弱くなっていないとは言えない、今の時点でね。であれば、核物質防護をきちんと十全を来すためには、きちんとやるためには、さらなる強化策を加えるようにということで、これが命令の意図です。

では、じゃあ防護策として、今の時点で考えられる決定的なもの、有効なものは防護しようとする対象を移動させない、複数箇所に置かないということが防護としては有効であろうという判断で今回の是正措置命令、これがもう是正措置命令の意図そのものです。

○記者 ありがとうございます。

狙いについてはよく存じ上げているんですけども、その結果として、原子炉に燃料を入れることはできないわけですから、今回の結果としてはやはり、その再稼働に関する準備なんかができなくなるという、事実上そういうことが起こるという理解でよろしい

でしょうか。

○更田委員長 それは飽くまで結果としての話であって、しかも核燃料の移動ができないんだから、オオヤマさん分かって聞いておられますよね。そのとおりです。

○記者 あと、すみません。この命令の期間に関しては、区分が1に戻るまでということなのですけれども、これは追加検査とか、報告の時期を考えますと、少なくとも1年以上、1年半以降はこの命令が解除されないというふうに、そこら辺の解除までのスケジュール的な見通しを教えてください。

○更田委員長 まだ事案の中身が、ないしは東京電力の姿勢や背景がきちっと明らかになっていない状況でその先のスケジュールを言うということは、ほぼ不可能なのですけども、少なくともということに関してであれば、まず3月23日に報告書の提出を求めた。これはID不正事案と設備不良と併せて報告書、ID不正利用に関しては1か月の期間での報告書が1回来てるわけですが、両事案に関して核物質防護について、報告書の提出が9月23日までです。東京電力は9月23日までの予定のものを一月で出してくるとは思えないので。仕組み上という、9月23日で報告書を受け取ってから追加の検査に入ります。

2,000時間・人の数え方も2,000時間・人って数字がこの値に達したらもう、これで終わりというのではなくて、まだ調べることがあれば更にやりますし、必ずしもその時間に強くこだわるものではありませんけども、普通に考えて、それが半年やそこらで終わるものではない。

ですから、今オオヤマさんは少なくとも1年というおっしゃり方をしたけれども、常識的に考えて1年以内にそのプロセスが全部終わっているとは、ちょっと現時点ではとても考えられないですね。

○記者 すみません、最初の質問とちょっと関係するのですが、柏崎刈羽原発の核物質防護の脆弱性について、現状で、もちろん機器とかは復旧されているのですけども、改めて脆弱性について、どのように委員長は見てらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 機器は復旧をしていて、更に代替措置も十分な代替措置を命じてはいるけれども、脆弱性という言葉の捉え方ではありますけど、これから彼らの核セキュリティに対する姿勢であるとか、いわゆる核セキュリティ文化が劣化をしていないかどうかを確認しに行くわけですので、機器だとか、そういうハードウェアだけのことで言えば、元に戻っているわけだけど、彼らの核セキュリティ文化、核セキュリティに対する姿勢がどうであるか、管理体制がどうであるかということが確認できないということで今回の是正措置命令につながってるわけですので。是正措置命令は守ろうとする対象を1か所にとどめるという意味で効力があると考えていますので。著しく劣化……、大体そもそも、発電所の核物質防護が劣化した状態にあるかどうかということ自体も、公にできる情報ではないんですけれども、ただ、当面、今の時点で打てる手は打っているということだけは言えると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、フクオカさん、お願いします。

○記者 日本経済新聞のフクオカです。

今後のことについてお願いします。先ほどの質問に関して、常識的に1年以内に終わるとは考えられないとおっしゃっていたかと思うのですが、以前、委員長は会見で、追加検査は1年以上かかるとおっしゃっていたんですけども、そうすると、その報告書を受け取って追加検査を始めて、追加検査1年たつと、1年半ぐらいになっちゃうと思うのですが、その追加検査というのは飽くまで、報告書を受け取ってからしかできない。それとも並行してできるということに関してはどうなのでしょう。

○更田委員長 いかにもフクオカさんらしい質問だと思って、ちょっとごめんなさい、受け止めたんですけど、今の時点で少なくとも1年ということと、少なくとも1年半ということの間にあんまり大きな差があると思っていないんです。

私の理解では、追加検査というのは報告書を受け取った後に行うものだという理解でいましたけれども、ただし、前例がある話ではないので、今日の午前中の委員会でも片山次長から説明がありましたけれども、これから進める検査を、どういうふうに検査を進めていくかということ自体をまず規制庁に整理をしてもらって、来週というわけにいかないだろうと思いますけど、4月の前半の委員会で、で、その内容も、個別の核物質防護事例に触れなければ公開の委員会でできると思いますので、4月の前半に公開の委員会で規制庁に提案をしてもらって議論をしたいというふうに思います。

○記者 もう一点、すみません、関連して。時間がかかる理由の一つとして検査官の人数、マンパワーのような問題も規制庁の方からは言われてたんですけども、ほかの原発も見ないといけない中で、追加で検査をする時間が増えるということが結構、負担になるというお話だったんですけど、そこら辺の人の手当てというか、何か資格がいるということだったので、資格取得者を増やすとか、そういった手当てというのは考えていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 もちろん資格は必要なのですけれども、ただ、じゃあ一時的に極めて、そのPPって言い方をしますが、核物質防護に係る事案のニーズが増えたといっても、急に人数を増やすということは余り感心しない。というのは、もう情報の管理に極めて気を使っているんで、そんなに急に体制として人数が増やせるとも思っていない。もちろん赤という事案があったので強化は考えていますし、特別の体制といいますか、体制については既に議論を始めています。人の手当てについても具体的な議論は進んでいます。

ただし、倍になるとかそういった類のものではありませんし、それから、フクオカさんがおっしゃったように、柏崎刈羽以外が一体どうなんだというのは、当然一つの発電所であれだけのことがあったら、じゃあほかはどうなんだというのは当然の懸念なので、改めて私たちが調べに行きたいと思ってますし、それに割く要員、人数も必要だと思っ

てます。

更に言えば、その文化的な背景を見ようとしたときに、東電が一般的な原子力事業者なのか、それともどこが違うのかというのは、当然、今回の検査の中で大きな関心事ですので、今までは東電スペシャルなのか、そうでないのかって言い方をしましたけど、悪い意味で。ですから、他の事業者からの聞き取りもやはりしたいと思っていますので。

そのバランスはなかなかね、これからかじ取りが難しいところだと思いますけど、まずは柏崎刈羽に対する検査の進め方について、規制庁に提案をしてもらって、議論をしたいのと、あわせて、リソース、これはなかなか公のところではづらい部分というのがありますけれども、規制委員会として考えてきたいとは思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ヨシノさん、お願いします。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

この後なのですけども、検査というものに、報告書が出されるまでの一定の期間と、それから検査に入ってくるという期間が出てくると、その間、私たち報道側は情報が遮断される可能性が出てくるわけですし、委員長は先ほどの議論の中でちょっと、考えろというふうに事務方に指示していらっしゃいましたけれども、やはり我々的にはこの問題は非常に重大で重いので、要望ですけども月に1回ぐらいは議題に載せてもらえないかなと、そのように考えているのですが、その辺、その情報公開の在り方も含めて、どのように委員長、お考えでしょうか。

○更田委員長 私たちもできるだけ、情報は公開したいと思っています。というのは、私たちの進めている規制に対する問いかけに答える上でも、私たち本当を言えば洗いざらい全部しゃべりたいぐらいです。一方で、私たちの責任として悪意ある第三者に益となるような情報を明かすわけにいかないの、そのせめぎ合いは私たちにとっても本当につらいところ。

更に核物質防護に詳しい人であればあるほど、情報を隠さなければならないと考える情報の範囲が広いんですね。ですから内部議論でも、なぜ、この情報は公開できないのかという議論は、例えば臨時の規制委員会なんかでは随分時間を取ってやっています。

御質問に戻りますけども、ヨシノさんの懸念は私の懸念でもあって、これから検査に入ります。少なくとも1年間ずっと潜行したまんまというのは、とてもじゃないけど耐えられないので。ですから、どういうタイミングで、どれだけのことが公開できるのか。

ただ、これは東電の対応による部分もあって、例えばこれは仮にの話で、余り仮にという話をするべきじゃないかもしれないけど、仮に調べてみたら東京電力がすごくしっかりしてたってなったら、情報は早く公開できるのですよ。もう強くなってるわけだから。ところが、そうでないとなかなか情報を明かせないという形にもなるし、また情報

が出てくる速さ、遅さで、回復度合いが分かっても困る。

だから非常に苦しむところではあるのですが、月に1回議題にするかどうかという御提案は別としても一定の期間でどこまで情報を公開できるか。例えば、ID不正利用に関してはどこまで、設備の不良に関してはどこまでというのを議論したいと思いますけど、設備不良の部分に関しては極めてやりにくいのが正直なところですね。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。

では、フジオカさん、お願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の議題の中では、ほかにも行政処分については、1から5までメニューとして並んでいる状況で、その中で、今回、是正措置の方針を選ばれたというのは分かったんですけど、改めて、ほかの選択肢については選ばなかった理由について伺ってもよろしいですか。

○更田委員長 ほかの選択肢で例えば、PP管理者の解任命令、これはPP管理者の個人に特定されるような事案ではないので。もちろん今後の検査によっては排除するものではないですけど、今、選ぶものを選択肢としてはないだろうと。

同様に保安規定の変更命令や核物質防護規定の変更命令、それから設置許可の取消し、このいずれも、今のタイミングで出す理由と、それから必要性を私たちは今の時点で、理由と必要性があるというふうに判断しなかったということです。

というのは、設置許可の取消しを行うにしても、保安規定の変更命令をかけるにしても、ここが欠けているからであるとか、ここをこう直すべきであるからというのに基づいた命令になるわけですけど、これから調べに行く話ですので、まずは核物質防護に関わる是正命令を出して、脆弱性を可能な範囲で消しておいて、その上でしっかり調べて、それで調べた結果に基づいて、続く命令がどうなるかというのは今の時点では、まだ分かりません。

○記者 とすると、委員長が言われてることをかみ砕くと、今後、追加検査に入って、その中で見えてきたこと次第で、また改めて定例の会合等でこうした話をするかもしれないということ。

○更田委員長 もちろんです。

○記者 その場合は、いずれも行政処分とした重たいものであるのですけれども、上積みという考え方と、今、是正措置が出ている中でも、改めて行政処分が出るという可能性もあるということなのですか。今、既に出されている状態であるのですけど、追加で重ねていくというような、そういうこともあり得るということですか。

○更田委員長 重ねていくこともあるでしょうし、それから、今回出そうとしている命令に変わってという形だってあると思います。それから、複数になる場合だってある。保

安規定と核物質防護規定と両方に対する変更命令ということだってあるだろうと思います。いずれにせよ、しばらく検査分析の結果を待つしかないと思いますけど。

○記者 そうすると最後にしますが、じゃあ、タイミングとしては今後、追加検査を進めていった上でということになるので、数か月先とか、そういったところで、もう一度そういう断面があり得るということでしょうか。

○更田委員長 断面があるとして、それまでの期間というのは、そう簡単に検査の結果なり、そういった次の判断に十分な材料がそう簡単にそろって考えていないんですね。

また、東京電力は東京電力で自ら調べて、また弁明も含めてですけど、主張する権利がありますので、そういった期間を考えると、次の断面というのはそう近くにあるとも思えないし。取りあえず核物質防護に関しては、今回の是正措置命令で、できる手は打ててると思っているのです。

それから、核物質防護規定に関しては、恐らく、命令以前に防護規定を改めるという結論になる可能性が高い。それが保安規定に及ぶかどうかというのは、ここはちょっと時間のかかるころだと思いますし、更に設置許可取消という判断に至るようなことがあれば、これはずっと後段の議論になるだろうというふうに思います。

○司会 ほかに、御質問。

では、まず、ユイさん、お願いします。その後、ツカモトさん。

○記者 新潟日報のユイです。よろしくお願いします。

今回の処分の内容なのですけれども、違反を受けて行政処分を出すというのは、もんじゅに続いて2例目と伺ったのですけれども、改めてこの重みについてどうお考えでしょうか。

○更田委員長 まず原子力規制検査そのものが日が浅いわけですけども、それでも、やはり初の赤という事例だし、原子力規制委員会が発足してからの事例として考えても、仮に現行の制度が発足当初から施行していたとしても、恐らく検査で見つけた、見つかったという事例に関して言えば、一番重いと言っているのだろうと思います。

ですから、重大であると考えてるからこそ、評価が赤になったわけですし、検査区分の4というのは、これは非常に重たい状態です。ですから、私たちはこの事案を重大だと受け止めていますし、また極めて深刻だと思っています。であるだけに、拙速な判断は避けたいと思っていますし、きちんとした手順を踏んで、かっちり抑えたいと思っています。

結局、事案の中身や背景を明らかにしないままに判断をしてしまうということは、ある意味、大事なディテールを闇に葬ってしまうことになりかねないんですね。最終的にどういう判断に結びつくにしても、やはり今、明らかにできることは明らかにしておく必要があるので、東京電力にはしっかりした分析を望みたいですし、たちもしっかりした検査を加えていきたいと思っています。

○記者 今回の委員長のお答えにも関連する部分だと思うのですが、詳細な追加検査が終わる前に行政処分の内容を決めてるわけですが、委員の方からは、当面の間の措置としてという言葉もありましたが、追加検査が全て終わる前、この段階で処分を決めたというのは、なぜなのでしょう。

○更田委員長 これは先ほどお答えしたつもりなのですが、ペナルティーとしてとか、そういった意味ではなくて、核物質防護が劣化している可能性を完全に否定しきれないから。というのはハードウェアなり何なり、それぞれについての確認というのは私たちもしているけれども、問われているのは東京電力の核物質防護そのものに対する姿勢なので、その姿勢がしっかりしたものなのかどうかと確認できない現在、ある意味、東京電力には特定核燃料物質を移動させたりする資格がないと見ているんだというふうに考えていただいて結構です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、ツカモトさん、お願いします。

○記者 毎日新聞、ツカモトです。

ちょっと細かいところになるのですが、同じく今回の処分の決定についてで、使用済核燃料の扱いについては、ちょっと要検討というような話があったと思うのですが、この使用済核燃料を含めるか、含めないかで、検討を要する理由というか、ちょっとちゅうちょする理由みたいなものがあるんだとしたら、それを教えてください。

○更田委員長 今回の命令の中で移動を禁じられてる結果として起きることは、炉心への燃料装荷ができない、それから新燃料の搬出ができないと、ここまでクリアです。使用済燃料の搬出も含まれていて、使用済燃料の搬出もできないと、取りあえず考えていただいて結構だと思うのですが、ただ、一方で、使用済燃料の搬出というのは、柏崎刈羽全体から言うと、守らなきゃならないものが減るわけなので、そういった意味で、あるとき私が一瞬思ったのは、守らなきゃならない対象が減るということは、防護にとってはやや、と言っても核燃料はあれだけある中で一部が減ったところで大差はないと言えばそれまでなのですが。全体のリスク側としては、下がる方向の行為なので、この命令がどこまで長期化するかわかりませんが、恐らくこれは事務局の整理が今、行われてるところですが、新燃料の搬入とともに使用済燃料の搬出も禁じるという形になるんだろうと思いますが、ただ、先ほど申し上げたように、使用済燃料の搬出というのは防護対象を減らすという行為なので、そこで委員会のとときにああいう言い方をしました。

○記者 よく分かりました。

あと、先ほどのお答えの中で、核物質防護規定の変更については命令以前に防護規定を改めるという可能性が高いというふうにおっしゃったかと思うのですが、これは要するに命令をする前に、東電側から自主的に、もうこれは変えますということ言うてくる

というふうに踏んでいるということなのでしょうかね。

○更田委員長 踏んでいるというか、そうとも取れるような発信が東京電力からありましたし、それから、これだけ深刻で重大な事案があったとすると、規定に違反したというだけではなくて、規定を更に強化しようとする考えは、自然なものなので、そういった意味で命令を発出する前に東京電力から変更申請があるのではないかなと思いましたが、でも、これも随分先の話です。余りに早く変更申請を出されてきたら、分析もしっかり終わっていない前に変更申請だということないでしょって言わなきゃならないので、いずれにしろ、しばらく先のことになると思っています。

○記者 分かりました。

そうすると、変更申請が出てきたら防護規定の審査というのは、やり直しという表現がいか分らないですけど、再度また防護規定の審査はやるということになるわけですよ。

○更田委員長 実は核物質防護規定の審査ってしょっちゅうやっているのですよ、変更って。区域設定であるとか、細かいことを言うとしょっちゅうやっていますので、そういった意味では、やり直しという言葉は語感とはちょっと違うかもしれないですけど。

ただ、それでも小さな変更ではなくて、核物質防護規定全般にわたるような変更申請であれば、当然、変更申請があれば審査をするというのですけど、やり直しというのとちょっと感じが違うかもしれません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、先ほど手を挙げられていた、エンドウさんですね。その後、オカダさん、コツボさんでいきます。

エンドウさん、お願いします。

○記者 新潟日報のエンドウと申します。よろしくお願いします。

まず伺いたいのが、先週、再稼働の装幀に向けた手続を保留されていると思います。それと、今回出した行政処分で核燃料の移動を禁じるということですがけれども、一般県民からすると事実上、同じなんじゃないかなというふうにも思うのですけども、その辺り、違いについて御説明いただけますでしょうか。

○更田委員長 与える結果は同じになるんだろうと思います。つまり、検査を進めなければ燃料は燃料プールから出ていかない、炉心に入っていないので。更に今回の命令は、移動そのものを禁じていますので、与える結果は同じですけども、手続としてというか、規制の手段として、その二つに関連があるわけではないです。言ってみれば、前回の検査が前へ進んでいくことがないというのは、そもそも東京電力から使用前確認の申請も出ていませんので。

更に命令発出について、行政命令を発出するかどうかについて、まだ私たち検討している段階で検査を前へ進めていくことはないだろうというつもりで申し上げましたけど

も、与える結果は同じですけども、二つに直接の関係があるわけではありません。

○記者 そうなると、より委員長がおっしゃるペナルティー的なもの、より強いものというの、これからの検査を見て判断されていくということなののでしょうか。

○更田委員長 そうですね、そのペナルティーも自分で言っというてなんですけども、ペナルティーというのをどう捉えるかですけども、決していわゆる罰として与えるような性格のものではありませんけれども、ただ、分析や検査が進んでいった中で、事業者としての姿勢であるとか、管理体制に根本的な原因があるとなったら、より手前に戻った議論が必要になるわけで、そういった意味で先ほどからのお尋ねもありますけど、保安規定の変更や核物質防護規定の変更、あるいは設置許可の取消しといったようなものの議論というのはやはり一連の分析と、一連の検査と評価を経てからの話になると思っています。

○記者 それと別件ですけども、今回、第1区分に下がるまでこの命令が続くと思うのですけども、第1部区分ですと、事業者の自立的な改善が見込める状態という、かなり抽象的な表現になっていると思います。

この事案にはめ込むと、いわゆるこの第1区分になるためにはどういう状態だと委員長は考えていらっしゃいますか。

○更田委員長 まず、東京電力が考えるべきだと思いますけども、ただ、私たちが定めている区分ですので、私たちもその第1区分に戻るというのはどういうことかというのを、第1区分って、いわゆる通常の、正常な状態に当たって、じゃあ何をもって正常から外れるのか。核物質防護規定の場合は、定量的な数字で何々以下であることというような定めができるようなものではないだけにどうしても定性的な表現になっているので、判断は簡単ではないだろうと思っています。

更に今回は、東京電力の下から上まで、その姿勢などにかかるもので、姿勢や意識や文化ってものも定量化できるものではないので、お尋ねの意図はよく分かりますけれども、簡単ではないだろうと思いますし、私たちも改善が進むとすれば、そのときにどう判断するのかということに関して備えなければならぬでしょうし、また、多くの議論を経てからでないとなかなか定まっていかないうふうなふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、オカダさんお願いします。

○記者 東洋経済新報社のオカダです。

幾つか教えていただきたいことがあります。一つが今回、平成30年の1月から令和2年3月の間においても、一部喪失、複数箇所が発生していたということが明らかになっているのですが、この平成30年1月以降というのは、東電がいわゆる決めて報告してきたのか、あるいは規制庁側から、この間を出してくださいという話だったのか。ちょっと事実関係を教えていただけますか。

- 更田委員長 私の聞いてる限りでは、規制庁側から指示した期間だというふうに聞いています。
- 記者 この平成30年1月以降というのは、何か理由は。
- 更田委員長 これは設置許可だっけ。
- 児嶋総務課長 総務課長の児嶋です。
- 私が知ってる範囲では、確実に事実関係を確認できる期間が平成30年1月からの書類だったとは聞いていますが。ちょっともしかして、私その事実関係を。
- 更田委員長 平成30年1月ということかは、2018年の1月でしょ。
- 児嶋総務課長 そうです。それで平成29年の12月に設置許可を出してるので、そこの関連は。
- 更田委員長 設置許可後かもしれないです。ちょっと今の時点で確認できないけど。
- ただ、私が聞いてる限りでは、その期間というのは、取りあえずということで、規制庁側から指示した期間だというふうに理解をしています。
- 記者 これは設置許可後というのは、何か意味があることなんでしょうか。
- 更田委員長 特に意味はないんじゃないかなと思う。
- 当然、これからの分析や検査に関しては、必要があれば遡るだけ遡りたいと思ってますし、ただ、一方で分析をする上で、一定区間でも十分だという判断はあるだろうから、それはどこまで遡って調べるかというのも今後の検査の手法というか、方針次第だというふうに思います。
- 記者 今後、また追加検査で重要度赤というのがまた新しく出た場合、2枚、3枚と重なった場合は、これは許容できないパフォーマンスという第5区分になる可能性があるかと、そう理解してよろしいでしょうか。
- 更田委員長 仮定の話ではありますけど、可能性は否定しません。
- 記者 その場合には、原子炉の設置変更許可取消とか運転、いわゆるここで書かれてあるような許可取消し、運転停止命令などが出る可能性があるかと。
- 更田委員長 それはだから仮定の置き方そのものであって、柏崎刈羽に限らず、あらゆる原子力事業者、あらゆる原子力施設について必要だと判断される事案があれば、当然、設置許可の取消しも可能性から排除されるものではないです。
- 記者 もう一つ、先ほど事務方のブリーフィングの後にちょっとお伺いしたのですが、追加検査というのは約2,000時間だと、料金としては九百数十万円だそうなのですが、規定で。これ時間に直すと5,000円にも満たないということで、どう見てもこれ東電を優遇しているというか、採算割れというかですね、一般的にこういう専門の方が時間給5,000円未満で働くというのは、社会通念上ちょっとおかしいんじゃないかと思うのですが、どうなのでしょう。
- 更田委員長 よくぞ言っていたいただいたので、私もこの制度に関して言うと、検査料であるとか、そういったものの料金設定というと、例えば米国の事例だとすごく高いんです

よ。米国の事例で、例えば検査料金が物すごく高いから、事業者にどういうインセンティブが働くかということ、追加の検査なんかに来られたら大変だと。実際に米国のNRCと事業者の間でどういうやり取りがあるかということ、NRCが3人で行くよと言うと、いやいや2人で十分ですってそういうやり取りをしているのは、実に検査料金が物すごく高いからなのです。何か不具合があると、事業者に対してすごく高いものにつくのですね。

更に言えば、米国は保険制度が非常に充実をしているので、検査区分が1から4とかなると、発電所に掛かっている保険料の保険料金が跳ね上がるのですね。そういった金銭的なメカニズムで事業者に安全活動をしっかりやろうというインセンティブを与えるというメカニズムは米国にはあるのですが、これが日本の制度とはなかなかマッチしないところがあって、例えばNRCって、NRCの予算の99かな、パーセント、事業者から取った金で、一旦、国庫へ入って戻ってくるという仕組みではありますけれども、予算はもう全部、彼ら流の表現で言うと自前で稼いでいるのです。

これは、安全活動等々に対して事業者に与えるインセンティブとしては効果があるのかもしれないのですが、ただ、日本の場合は、私たちも行政機関の一部なので、様々な仕組みの制約があって、その検査料金の設定になっていると聞いています。どうしてその額に設定されているかというのは、私は知りませんが、もっと高くないのというのはおっしゃるようです、もっと高くないのというのは委員会の中でも出る議論なんです。ですから……。まあそうですよね、だってこれだけ大勢を投入して、これだけの長時間。まあ行政ですから規制も一つのサービスですから、これだけの資源を投入するのに対して東京電力が支払わなきゃならない料金が安すぎるというのは、私もそう思います。

○記者 じゃあいずれその辺は、規則とかあれを直す可能性は。

○更田委員長 これは国会での議論かな。

○児嶋総務課長 総務課長の児嶋です。

私も定かではありませんが、いわゆる手数料はですね、ある程度基準があって、その単価とか人数に掛けて、比較的、機械的に決まりつつ、最終的にはいろんな関係省庁の了解も得ながら決まります。なので我々の一存とかで簡単に変えられずに、むしろある程度チェックした上での現行の手数料、手続を踏まえて決まっていますので、恐らくちょっと変え難いと思います。もし変えるのであれば、政令ないし、レベルで了解を得たものを規則で反映して変えていくということになりますが、ちょっと結構ハードルが非常に高いと思います。

○記者 最後に、手短にすみません。委員長にちょっと御見解をお伺いしたいのですけれども、平成29年9月6日に委員会の定例会議で、いわゆる東電の技術的能力等々について議論があったときに、更田委員長は、東電の、いわゆる取組について、正しい意味でプライドも感じているのも事実だとかですね、まあ東電が特に劣っているということはないとかですね、どちらかということも安全文化も含めて肯定的な御評価をされていたと思う

のですが、改めて今回の事案を見ると、ちょっとやはり認識が間違っていたとかです、何かそういう、振り返ってどう思われますでしょうか。

○更田委員長 安全文化の問題は、特にその言及に関係するとは思わないですけども、私は委員長になる前に委員の一人として審査会合で、で、柏崎刈羽の設置許可に係る審査にも参加をしていましたけど、手応えがある事業者であることは間違いないのですよ。あと人材の厚みも感じることは感じる。細い専門分野に関しても、やっぱりそれぞれ人が充てられていて、やっぱり会社が大きいということなのだろうと思いますけども。

ですから、ああいった審査会合等で共通理解に向けて議論しているときも、手応えのある事業者であることは間違いないのです。それから、提案に対しても比較的、積極的。で、よく考えられた提案をしてくる事業者でもあるのです。そういった意味で、技術的な能力の水準に関しては、肯定的な発言もしています。

ただ、今回のことと言うと、ひょっとすると、ある意味、悪い意味でプライドが邪魔をしてしまったのかもしれないし。それから、事業者の姿勢として、例えばこれでいいですが、これでいいですかって、もう細かいことから一つ一つ、規制当局に聞いてくるような事業者が果たしていいかという私は疑問だと思っているのですが、一方で、自分たちの判断はもうこれで十分なのだと信じ込んでしまうような姿勢があったとすると、それがあだになるので。

私は東京電力の個別の技術的な能力に関して言えば、高い部分もあると思っていますし、一方で、その意識があだとなってしまった。ただ、ID不正利用なんかはちょっと、本当に理解し難いところがあります。

それから、福島第一原子力発電所の廃炉でも、ミスもあったけれども、いい仕事もしていると思います。で、東京電力ならではの感じさせるようなものもあったと思います。

ですから、一概に全部駄目でもないし。であるからこそこれからの、今回の事案の原因が何であるかというのを特定することに意味があるのだろうと思います。

○記者 最近、何か非常に検討すると言いながら、その後ほったらかしにしてたりとかです、約束しているはずのものがちゃんとその後、管理できていないとか、何かそういうことがIFも含めて散見されるのですが、何かそういう体質というのをお感じになることはないのでしょうか。

○更田委員長 まあこれからという部分もあるけれど、一方で10年間にわたって、例えば福島第一原子力発電所の廃炉であれば、本当に切った貼ったの火事場の状態からやや安定して、で10年間、極めて困難な廃炉を続けてきて、その中で、緊張感の維持、継続に、ある意味、限界とは言わないけれど、厳しい局面に来ているのかもしれないです。

急ごうとするところと、急ごうとしないところと、それはそれぞれなのですけども、東京電力が東京電力として、どれだけ自分たちで物事を決められているかも関心のあるところですし。事故の当事者であるだけに、その当事者としての姿勢がどうなっているのかというのは、今回の事案の検査を通じて、まあ一つのポイントになるだろうという

ふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、コツボさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のコツボです。よろしくお願いいたします。

引き続き柏崎刈羽のことで伺いたいのですが、今日、核燃料物質の移動を当面、禁じるという、この命令もある意味、東電スペシャルなのか。つまり、ほかの事業者が同じようなことを起こしたときにも同じような措置が取られるのか、そもそもこんな、テロ検知装置の長期間の不備ということ自体がほかの事業者では考えられないというところも含めて東電スペシャルなのか、その辺を教えてください。

○更田委員長 これは一言で言って、東電スペシャルではないと思っています。核物質防護に関わるものであるからこそ、で、同様の事例が他事業者であれば、当然、同じような判断になると思いますし、また、今正に他の事業者で同じような事案がないにしても、核物質防護の実際というのはどうなのだという点に関して高い関心を持っています。

今日の命令は、福島第一原子力発電所事故の当事者である東電だからというのではなくて、核物質防護の劣化が懸念されるので、それを正に是正するために出した命令です。

○記者 分かりました。

もう少しだけ伺わせてください。一方で、対応というのはやっぱり、伴委員は応急処置というふうにおっしゃっておられましたけれども、形の上では一応、元どおりにはなっているというふうなところになっているように思うのですが、それでもやはり動かしちゃいけないというところは何らかの、東電への懸念とか、あるいは自体がまだ分かっていないことへの不安というか、リスク管理とか、そういったものもあると思うのですが、その辺の狙いを教えてください。

○更田委員長 それは先ほどお話ししたつもりですが、要するに個別の防護に関して言えば、復旧であるとか十分な代替措置とかで強度は回復できているけれども、今問われているのは、核物質防護そのものに対する東電の姿勢なので、そこには懸念は消えていないです。

ですから、その懸念が消えていないからこそ、東電には、少なくとも柏崎刈羽では核燃料物質の移動をする資格がないと今の時点、資格がない疑いがあるってまだるっこしい言い方ですけど、ないんじゃないかと思っているので、その疑いが晴れるまでは核燃料物質を移動させてはいけないというのが命令の意図です。

○記者 分かりました。

最後に1点だけ伺わせてください。対応区分1に戻すときにいろいろ備えなければならぬというふうな委員長もおっしゃっておられましたけれども、ある意味これって非常に難しいんじゃないか。相当、まあレッドカード直前までいったものをですね、いいで

すよと言ってフィールドに戻すタイミングというのはかなり難しいと思うのですが、どういった点がポイントになるのでしょうか。

- 更田委員長 難しいだけに、どういった点がポイントというのも難しいのですけれども、ただ、今の時点で関心を持っているのは、ID不正利用で出てきている東電の報告書を見る限りにおいては、現場の問題と、それから、その現場における文化の問題になっているのだけど、今まだ私たちが全く話が聞けていないと言ってもいいのは、現場の上の管理の部分。更に言えば経営で、それはずっと上のほうになるのだけど。いずれ東京の本店の関与はどうであるかといったところにも関心を向けることになりそうですけれども、それ以前に柏崎刈羽原子力発電所としてどうであったのか。安全対策と同様に核物質防護も、例えば所長からすれば最大の関心事なのですよ。

更に言えば、ID不正利用で言えば、今まであいつた情報とカードとの間のひもづけをやり直してしまったというんだけど、じゃあ今までエラーがどのくらいで出てたのというようなこともこれから聞きたいと思っています。エラーが頻繁に出ていけば、それはひもづけ直しもしょっちゅうということになって、だんだんハードルが下がってきてしまうというような背景要因があるかもしれないけど。

だから、まだまだ具体的にも分からないところがあるし、それから管理層の関与も分からないところもあるし。管理層の関与が明らかになったら、今度は東京の本店関与も明らかにしていかなきゃならないし。

ですから、何がポイントかというお尋ねなのだけど、まだまだスタートラインに立ったところですので。であるからこそ、別の御質問にもありましたけど、どこで、どういうふうに検査が進んで、それから、新たな情報をお伝えできるかということについてもしっかり考えたいと思いますけれども、なかなか難しいです。

- 記者 分かりました。ありがとうございます。

- 司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ヒロエさん、まずお願いします。その後マツヌマさんで、ヤマガタさんの順番でいきます。

- 記者 共同通信のヒロエです。

核燃料物質の移動禁止が核物質防護の向上に資するということをもうちょっと説明してもらいたいのですが、今現状だといろんなところに分散してなくて1か所にあつて、それはもうそのままにしておいてくださいという理解でいいのでしょうか。

- 更田委員長 まあおっしゃるとおりです。ですから、防護を強化するには防護する対象を……、私たちが実際に使っている例えで言うとですね、ボディガードの人数を増やすよりも、ボディガードされる側の人を蟄居させるというイメージですかね。結局、例えばヒロエさんを誰かが守ろうとするときに、ボディガードの数を増やすよりも、ヒロエさんに動かないで1か所にいてもらったら、ボディガードの数を増やさなくても安全は

高まるわけですよ。

ですから、今具体的にどういう、例えば障壁を増やしたらとか、云々ということは分からないから、まだ。それだったら、守るべき対象にじっとしててもらうのは、核物質防護としての強化になるので。そういった意味での命令です。

○記者 今、使用済燃料プールに全部、燃料が集まって、とどまっている状態という理解でいいのですか。

○更田委員長 はい。

共用プールはあったっけ。たしか私の理解では、共用プールはちょっと記憶していませんけども、いわゆる使用済燃料プールに燃料が貯蔵されている状態です。

○記者 先ほどはボディガードを増やさないというふうに言われていましたけど、今の設備状況とかというのは、指示したりは考えてはない。

○更田委員長 それは今後の検査次第だと思いますけども、ただ、核物質防護の対象を動かさないというのは、すぐにできるわけですよ。ですから、そういった意味で一番意味のある、効力をすぐ発生させやすい命令だと思っています。

○記者 すみません。それとあと、炉規法違反で是正措置命令を出したのがもんじゅ以来、2度目という理解でいいと思うのですが、これについての受け止めに改めて教えていただけますか。

○更田委員長 もんじゅの事案と性格は違うとは思っていますけれども、ただ、今の時点での受け止めて言えば、で、当時もんじゅの場合は、今の現行の評価制度ではない、だから色がついているわけではないのですけれども、もんじゅの事案より今回の事案のほうが重大であるというふうに認識をしています。

規制委員会発足してからのこういった命令に関して言えば、最も大きな判断だったというふうに思っています。

○記者 最も大きい判断を出した割には3月16日に事案概要を説明されたと思うのですが、それは1枚紙のペラだったので、例えば東京電力だったら設備故障というふうに言っていて、15か所とかという数字も出しているのですが、原子力規制委員会としてももう少し事実概要をより詳しく説明していただけたらいいなと思うのですが。

○更田委員長 重大な事案であればあるほど一般に出せる情報は少なくなります。これは核物質防護の性格上、例えばですね、非常に強烈に深刻な状況だったら、何も情報を出しません。発電所名すら出さないです。今、何々発電所が弱い状況にありますというのを悪意ある第三者にお知らせするような形になりますから。

ですから、核物質防護事例というのは深刻であれば深刻であるほど、重大であれば重大であるほど出せる情報が少なくなります。そういった意味でID不正利用に比べて今回の設備不良事案って出せる情報が少ないのです。

○記者 3月5日に復旧したと言っていたので、復旧したらもうちょっと詳しくなるのかなと思っていましたけど。

○更田委員長 復旧したにしろ、どういう形でそういった状態が生まれたのかであるとか、あるいは特定の発電所が劣化する、本来であれば、箇所を言ったのもどうかなと私は思っているのです。議論のあるところで、それは東京電力の判断で公表したのだと思うのですが、端なくも特定の発電所が一定数の箇所に関して不良を生じたという事例があったということを伝えているので、本当の強化がなされるまでは今後もないとは言い切れないので。あそこでその箇所数を東京電力が公表したのが正しかったかどうかというのは、私はやや疑問に思っています。

本当に今回の設備不良に関しては、なかなか情報が出せるようになるまで。というのは、御承知のように、何度も言っているように、そもそも東京電力の姿勢や文化が問題かもしれないのに、その脆弱事例が既にあったことだとしても、公表できるかどうかというのは非常に慎重な議論が必要なので。事案が重大であるだけに出せる情報というのは少なくなります。

○記者 すみません。さっきもんじゅよりも重要だという発言をしていましたけど、もんじゅだと運営主体の変更勧告までいったと思いますけど、今回はそういうことは視野に入れているのでしょうか。

○更田委員長 まだ拙速だと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、マツヌマさん、お願いします。

○記者 赤旗のマツヌマです。

先週に決められたことの中に安全性を高めるようなタイプの審査等をですね、安全性などを高める方向での審査なんかは続けていくということで、その中に特重なんかも入っていたわけなのですが、それならとは思ったのですが、ただ、特重はやっぱりテロ対策措置での措置もあるわけで、特に詳細な議論になってきた場合に、そういうセキュリティの問題と切り離せない部分もあるかと思うのです。そこでの問題がこれだけある中でですね、余り詳細な議論に突っ込んでいってもどうなんだろうなという、意味がどれだけあるのかなという疑問があるのですが、この点は。

○更田委員長 そうですよ、それはそのとおりだと思います。ですから、特定重大事故等対処施設についても設計等について話を聞くということはあるだろうけれど、判断まではいかないだろうと思います。というのは、核物質防護に対する姿勢そのものが問われている段階で、特定重大事故等対処施設について大きな判断をするということは考えにくいので。当然その審査をストップさせるわけではないけれどただ……、手続上、直接リンクするものではないにしてもですね、柏崎刈羽の特重について規制当局が、この検査が続いている中で判断をするとは考えにくいですね。

○記者 あともう一点ですね、先ほどちょっと言及されていましたがIDの問題で、報告書が10日に出ていて、まだ感想とかはあれなのですが、10日の段階でですね、広報の

人にエラーの件数であるとか、何であの機械を置かれ、現場にその再登録の機械が置かれた経緯とかって載っているのかというふうに伺ったら、あれは去年の9月のそのID不正使用に関する報告書なので、そういうことは載っていませんというふうに私に答えてくれたことがあって、大変、姿勢としてどうなのかなと思ったりはしたのですが。まあ話していただける範囲で、感想みたいなものを今だったり……。

○更田委員長 報告書に対する感想ですか。

その職員の反応は私、承知していませんけれども、期間が一月だったというところはあるのかもしれないけど、まだまだ入り口にすぎないなという印象は持っています。入り口にすぎないというのは、設備不良事例をちょっと脇へ置いて、ID不正利用だけに限っても、あの報告書で十分だというふうには思っていないです。というのは、先ほども申し上げたように、情報とそのIDカードとのひもづけにしても、それが安易になされてしまった背景に、例えばそれまでにエラーがどういう頻度で出ていたであるとか、それから、その情報の書換えに関してどこまでの承認レベルといいますか、どこまでのレベルの人の確認を必要とするようなシステムであったのか。そういった意味で、核物質防護管理者の関与であるとか、所長の関与がどうであったかというのは、あの報告書だけでは明らかではないので。

当然、今後、ID不正利用と設備不良は一つの事案として、一つの事案というか核物質防護に関わる問題として関連付けて東京電力に問いかけていきますので、ID不正利用についてもまだ残っていることは。もっと大きな赤という評価が出てしまったからといって、その前の事例について飛ばしてしまうということはありませんので、これはただしていきたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、ヤマガタさん、お願いします。

○記者 河北新報のヤマガタです。よろしくお願いします。

念のため、今回の件の関連で、確認も含めてお伺いしたいのですけれども、今回の是正措置命令によって福島1F、2Fの廃炉作業への影響というものは、基本的にないというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○更田委員長 はい。これは、柏崎刈羽に対して出した命令であるので、基本的に関連はないですけれども、ただ、やっぱり東京電力という一つの主体が運営するサイトであるだけに私たちは、1F、2Fの核物質防護がどうなっているのかということに関しては、当然ながら関心を持っています。より慎重にということではあるけれど、ただ核燃料物質の移動を1Fで禁じちゃったら前へ進みませんので。さらに、2Fは今、廃炉、まあ当面、2Fはまだ、核燃料の搬出が計画をされているわけではありませんので実体的な影響というわけではないわけですが、でも、2Fでもしっかり使用済燃料の管理をしてもらいたいと思いますし、場合によっては、ひょっとすると2Fで残っている新燃料の搬出というのが

あるかもしれないです。そこまで私たちが禁じているわけではありません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

今、オシドリさん挙げられていますけど、ほかございませんか。

それでは、オシドリさんを最後にしたいと思います。

じゃあ、オシドリさん、お願いします。

○記者 LCMプレスのおシドリです。よろしくお願いします。

今日の会見、今の会見でも核セキュリティに関する情報公開についての質疑が相次いでいますけれども、2月10日の柏崎刈羽問題、不正使用の問題の件ときに委員長、御自身が、核物質防護事例に関して委員会の5名がどこまで話すことができ、どこからは話せないんだということについて、改めて知識と能力を備える必要があるということをおっしゃっておられます。

それに関して、本日の原子力規制委員会の重点計画では、核セキュリティ文化醸成に向けて職員への研修などには言及があるのですが、委員の方々は改めて、以前おっしゃっていた、核セキュリティについての知識と能力を備えるような何かしらのアクションは起こされるのでしょうか。

○更田委員長 これは既にその専門の分野の者に指示をしているのですけれども、ただ、今正に、今の委員の5人って核物質防護事例については強烈なOn the Job Trainingみたいな形になって、毎日のように核物質防護事例について聞いているので。そういった意味では、知識や経験が蓄積されているのだけど、ちょっと一段落したところで、そもそも核物質防護における機密保持の在り方について、委員に対してレクチャーをかけてくれという指示は出しているのです。というのは私たち、例えば総務課長は警察出身なのでそういったことには経験がある。だけど私たち5人って研究機関や教育機関から来ていて、そういった機密の保持に関して、当然、商業機密であるとか研究所の機密というのに関してはなじみがあるけれども、こういった外敵から守る、あるいはテロリストから情報を開示しないということに関しては、そんなに経験の積み重ねがあるわけではないので、そういった意味で今後、委員会のこの核物質防護事例に対する関与を深めるためには、私たちの知識をより高める必要があるのです。そういった意味で、委員5名に対してレクチャーみたいなものをかけてくれというような指示は出しています。

○記者 ありがとうございます。

あともう一点。先週18日の東京電力の社長会見で、柏崎刈羽の石井所長が、規制庁が不十分と判断した代替措置について、これは今に始まったことではなく慣例で以前から行っていたと。慣例という言葉を使ったのですね。なので、その慣例を長年指摘できなかった規制庁の、規制側の不備もあるのではないかと。2018年1月以降の段階で把握・指導できなかった件に関しての規制庁側の再発防止というか、フィードバック、振り返り

などはされるのでしょうか。

- 更田委員長 検査の中で規制当局がどうであったかというのも当然、私たちとしては確認をしていくわけですが、今の時点で私たちが見ているのは、今回の報告を受けて、そして、すぐに見に行き、代替措置についても詳しく聞いてといった意味で、私たちに見過ごしがあつたというふうには考えていません。

核物質防護はもともと、その核物質防護規定の内容について詳しくお話はできないけれども、非常に多数ある機器の一つ一つに関して、がっちりこちらが承知して押さえ込んでいるという体制を取っていないのですよね。というのは、例えば高度な技術云々って、核物質防護なりの高度な知識はいるのだけど、工学的な技術としては一般に利用されているような技術の組合せであつて、一つ一つを確認するよりも全体の仕組みを確認するというアプローチを取っているのです。例えば個別の機器が故障したというときでも報告義務はないのですよ、事業者に。故障したときに代替措置を取る義務を負わせているだけであつて。

そして、不具合がないかどうかというのは、ある種、私たちは全数検査をやっているわけではなくて、今の仕組みでいったら、チーム検査で狙いをつけて見に行くというのと、それから、今後、活用しようと思つているのは、レジデント・インスペクターというのは何ていいますかね、常駐している検査官が核物質防護に関しても、これは教育が必要になるわけですが、核物質防護に関してもふらっと見れるようなやり方というのは活用していきたいと思つています。

当然のことながら、核物質防護に対する検査だつて、これでいいと思つてはなくて継続的な改善は必要なので、今回の事案から学べることはあるだろうというふうには思つています。

- 記者 ありがとうございます。

報告の義務がない、代替措置の義務があるということは性善説にのつとつていると思つたのですが、それで規制が、事業者の性善説にのつとつて十分かどうかというのは疑問があるのです。

- 更田委員長 性悪説に立つたら民間事業としての原子力事業というのは成立しないと思つています。ですから、これも程度の問題ではありますが、特に核物質防護等に関しては、テロリストに入られたくないとか、核燃料物質を盗まれたくないというのは、事業者にもそのインセンティブがありますから一定程度の性善説に立つのは、これは不可避なんじゃないかというふうに思つています。

- 記者 ありがとうございます。

核物質防護じゃないんですけど、地震計の件で、報告の義務がなく、設置したという報告だけで故障の報告はなく代替措置も取つていなかったなど、核物質防護ではないですがこのような事例というのは、現在、東京電力では多々見られますので、本当に今の段階で十分かどうかというのは……。

○更田委員長 あると思います。それは、特に1Fの地震計が故障していたことについては、東京電力自身が痛恨だったというか、千載一遇の機会を逃したと言っているのは、東京電力自身も自分たちにとって貴重な情報をつかみ損ねたわけだ。ですから、東京電力にとって痛恨だろうし、そして規制側としても、当然、東京電力として地震計を供える強いインセンティブは働いてるだけに要求するまでもないという判断があったわけですが、まあそれでも、ここまで手取り足取りしなきゃならないかというのは別として、しっかり要求する必要があるんじゃないかという議論をしているところです。

○記者 すみません、長くなって。最後です。先ほど更田委員長が、委員長になる前、委員として東京電力に関わってきたと。監視・評価検討会の座長をされていたときもずっと取材しておりましたが、その中で、先ほど提案に対しても比較的、積極的というふうには東京電力を評価しておられました。

今週の3月22日の監視・評価検討会では、現在の座長の伴委員が、この監視・評価でやりますと言いながら東京電力はやっていないことは結構あると。やりますと言ったことはちゃんとやっていただきたい。やったことは確認もしていただきたいというようなことまで言及されておられました。

ここ数年、地震計だけでなく、水位低下の件や様々な件で、やりますやりますと言いながら、ないという指摘が監視・評価で続いているのですね。先ほどの更田委員長の発言と少し矛盾があるように思うのですが、いかがでしょうか。

○更田委員長 これは矛盾だと思っていなくて、それからまた廃炉作業って進むにつれて難しくなっている部分もあるので。更に言えば、監視・評価検討会は、私たちは褒めることに使っていないで、できていないことに集中しているので、どうしてもその側面がクローズアップされるわけだけでも。ただ一方で、例えば排気筒の高さを下げるとか、それから3号機の使用済燃料プールからの燃料の取り出しは軌道に乗せるまでが非常に難しかったらと思いますけども、これはいい仕事をしたと今でも思っています。

そういった意味で、一概に東京電力は全体がどうだって言っているのではなくて、特に福島第一の廃炉の現場でやっている人たちは見事なパフォーマンスを見せている面もあると思っています。

ですから、そういう現場でありながら、なぜ別のサイトではあんなことが起きてしまうのかというのは、あるいは管理の問題なのか、それともその組織を率いる人たちの姿勢の問題なのか。これはまあ、やっぱりこれからただしていく話だというふうに思っていますけど。

○記者 すみません。本当に最後です。1・2号の排気筒、本当に今年の地震の前に、去年、解体が終わっていたということは、それは本当に規制委員会がかなりお尻をたたいてくださったからだと本当に感謝をしております。

しかしですね、1・2号排気筒の亀裂が2013年に発覚し、その後、定期的に東京電力が切れ目の写真を撮っており、それを規制庁には、そして報道の会見にも提出していない

ことを現場の作業員から私が聞いて会見で追求したのですね。で、規制庁にも、その後の写真を見ているのかと当時の室長に聞いたところ、見ていないと。あるなら見たいというふうにおっしゃっていたので。

当時、東京電力は、切れ目が進行していないので、規制庁にも、会見でも公表する必要はないという回答だったです。なので、排気筒の切れ目に関しても、本当に規制庁はその後、十分に把握・監視をしていたかというのは疑問はあるのです。

○更田委員長 詳細を必ずしも私が承知していない部分もあるのですが、聞かれないと答えられないという部分は、これはね東京電力以外にもないとは言わないんだけど、東京電力とは今、1Fの廃炉について非常に接点が多いです。そのときにやっぱり感じるのは、問われないと答えられないという部分もありますし。それから、建屋の滞留水が非常に大きな問題だった時点でも、なかなかはっきりした言い方をしない面があるのは事実です。例えば凍土壁と、それからサブドレンの効果の問題にしても、私は一貫して東京電力の言い方が何となくこう、だまそうとしていると言ったら彼らに気の毒かもしれないけど、何かはっきりしない物の言い方だったというのはあのときも言っていたし。ただ、いろんな局面があるなとは思いますが。

1・2号機のスタックに戻ると、初期にトラブルがあって思ったように進まなかった部分もあったんだけど、やっぱり私としては、1・2号機のあのスタック、切る作業がエイブルという地元企業の協力を得て、よく頑張ってくれたことというのは、とてもよかったと思っています。

ただ、確かに、おっしゃるように私たちが懸念したのは、ああいう高い構造物が倒れてダストみたいなものがまた上がるということをすごく懸念をしていたので、やっぱり早く切れてよかったというふうには思います。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—